## 別紙2 廃棄物の排出海域

排出海域は、小宝島港から南南東へ約9km離れた水深約200mの、北緯29°08′30.0″、東経129°20′30.0″を中心とした半径200mの円に囲まれた範囲内(以下「当該排出海域」という。)とした(図2)。

当該排出海域は、わが国の領海の基線からその外側五十海里の線を超えない海域のうち水産動植物の生育環境その他の海洋環境の保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域を除く海域であることから、「廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令(平成17年環境省令第28号)」第6条第1項に規定するIV海域に該当する。

当該排出海域の設定については、しゅんせつにより発生する土砂が「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)」第10条第2項第5号ロの政令で定める基準に適合する一般水底土砂であるため、省令第6号及び同省令別表に規定するIV海域とし、かつ、当該排出海域を含む影響想定海域が、脆弱な生態系、重要な生物種の産卵場等、特殊な生態系、主要な漁場、フェリーの主要航路及び海底ケーブル等に影響を及ぼさない海域とした。

また、当該排出海域の周辺に、他の許可における排出海域の存在を確認するため、当該排出海域 周辺における海洋投入処分の許可状況(平成29年8月末日時点)をとりまとめた(表 3-1~表 3-2、 図 3)。

確認の結果、過去に当該排出海域において実施された海洋投入処分はない。また、当該排出海域に最も近い許可(許可番号 8-002(鹿児島県十島村東之浜港))を含む他の許可においても影響想定海域が重複しているものはない。よって、本申請に係る海洋投入処分と他の許可の海洋投入処分との累積的、複合的な影響はない。

表 3-1 当該排出海域の周辺海域において海洋投入処分が許可された事業

許可番号	事業者の名称	処分期間	投入処分量 (m³)	排出海域
6-002	住友化学 株式会社	平成 19 年 4 月 1 日から 平成 24 年 3 月 31 日まで	2, 000, 000	[1][2]と北緯 30° 33'00"東経 133° 50'00"を結ぶ線の延長と[2]海域の北側境界線の交点 [2]北緯30° 27'18"東経133° 54'18" [3]30° 19'00"東経133° 50'00" [4]30° 07'00"東経133° 30'00" [5][4]と北緯 30° 15'00"東経 133° 18'00"を結ぶ線の延長とII海域の北側境界線の交点以上5点の内側
7-008	小正醸造株式会社 他 5 社	平成19年4月1日から 平成24年3月31日まで	10,600	北緯30°20′、東経128°31′ を中心とする半径5マイル(約 9.3km)以内の海域
7-009	小正醸造株式会社 他 5 社	平成19年4月1日から 平成24年3月31日まで	101, 400	北緯30°45′、東経132°10′ を中心とする半径5マイル(約 9.3km)の海域
7-010	山元醸造株式会社 他 5 社	平成19年4月1日から 平成24年3月31日まで	16,000	北緯30°58.5′、東経128°15.5′ を中心とする半径5マイル(約 9.3km)の海域

参考:「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第10条の6第1項 船舶からの海洋投入処分許可発給状況」 (環境省ウェブサイト 2017年8月末日時点)より作成

表 3-2 当該排出海域の周辺海域において海洋投入処分が許可された事業

許可番号	事業者の名称	処分期間	投入処分量 (m³)	排出海域
	山元醸造株式会社	平成19年4月1日から		北緯 30° 45′、東経 132° 10′
7-011	他 5 社	平成24年3月31日まで	16,000	を中心とする半径 5 マイル (約
				9.3km) の海域
	薩摩酒造株式会社	平成19年4月1日から		北緯 30°20′、東経 128°31′
7-012	他 15 社	平成24年3月31日まで	752	を中心とする半径 5 マイル (約
				9.3km) の海域
	薩摩酒造株式会社	平成19年4月1日から		北緯 30°58.5′、東経 128°15.5′
7-013	他 15 社	平成24年3月31日まで	154, 242	を中心とする半径 5 マイル (約
				9.3km) の海域
7-014	薩摩酒造株式会社	平成19年4月1日から		北緯 30°42′、東経 132°19.5′
	他 15 社	平成24年3月31日まで	54, 006	及び北緯 30°45′、東経 132°10′
			54,006	を中心とする半径 5 マイル(約
				9.3km) の海域
7-028	旭ファーム	平成19年7月20日から		北緯 31°08′00″、
	株式会社	平成24年7月19日まで	17, 700	東経 128°25′00″を中心とした
				半径 5 マイル(約 9.3km)の海域
	有限会社	平成19年8月1日から		北緯 31°08′00″、
7-029	太陽畜産	平成24年7月31日まで	600	東経 128°25′00″を中心とした
				半径 5 マイル(約 9.3km)の海域
	有限会社ホクサツ	平成19年8月1日から		北緯 31°08′00″、
7-030	えびのファーム	平成24年7月31日まで	150	東経 128°25′00″を中心とした
				半径 5 マイル(約 9.3km)の海域
	鹿児島県	平成 19 年 8 月 1 日から		北緯 29°49′20″、
7-032	鹿児島地域振興局	平成24年7月31日まで	101,000	東経 129° 50′ 13″
				を中心とした半径 200mの海域
7-033	柿内重光	平成19年8月13日から		北緯 31°08′00″、
		平成24年8月12日まで	2,000	東経 128°25′00″を中心とした
				半径 5 マイル(約 9.3km)の海域
	明石酒造株式会社	平成19年8月13日から		北緯 31°08′00″、
7-034		平成22年8月12日まで	600	東経 128°25′00″を中心とした
				半径 5 マイル(約 9.3km)の海域
	神楽酒造株式会社	平成 19 年 9 月 5 日から		北緯 33° 27′ 30″ 、
7-036		平成24年9月4日まで	23, 000	東経 134°33′40″
				を中心とした半径 250m の海域
	鹿児島県	平成20年3月13日から		北緯 29° 35′ 20″、
8-005	十島村 (東之浜港)	平成23年3月12日まで	31,600	東経 129° 32′ 00″
				を中心とした半径 200m の海域
9-003	鹿児島県	平成 21 年 9 月 1 日から		北緯 28° 15′ 00″、
	奄美市(山間港)	平成23年8月31日まで	48, 100	東経 129°39′00″
				を中心とした半径 200m の海域
	鹿児島県 (和泊港)	平成23年9月1日から		北緯 27° 19′ 15″
11-001		平成24年3月31日まで	24, 000	東経 128° 46′ 35″
				を中心とした半径 200m の海域
12-003	宮崎県	平成 24 年 4 月 1 日から		北緯 31°34′41″、
	(大堂津漁港)	平成25年3月31日まで	39, 000	東経 131° 27′ 31″
				を中心とした半径 300m の海域
	鹿児島県	平成27年1月16日から		北緯 30° 40′ 35.0″、
15-001	(田之脇港)	平成29年1月15日まで	73, 000	東経 131°06′36.9″
				を中心とした半径 200m の海域
4 + FVH V/CV	7.34 Mr. 7.30 Mr. 1. 1/1 Mr. 1. 114	ルに関する注律 笠 10 冬の 6 5	# - F 4041 > - VEV	/ III = / - / - / = / / II   -

参考:「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第10条の6第1項 船舶からの海洋投入処分許可発給状況」 (環境省ウェブサイト 2017年8月末日時点)より作成

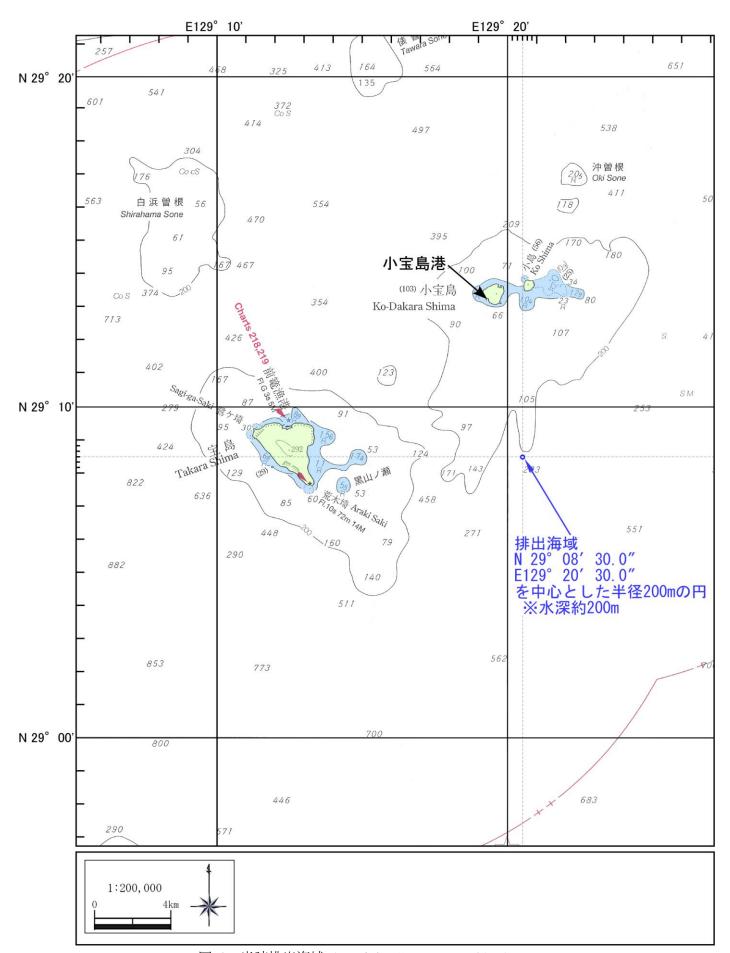


図 2 当該排出海域 (※小宝島の位置は次ページ参照) 資料:海図 (W231 吐噶喇群島及付近、平成15年8月刊行)より作成

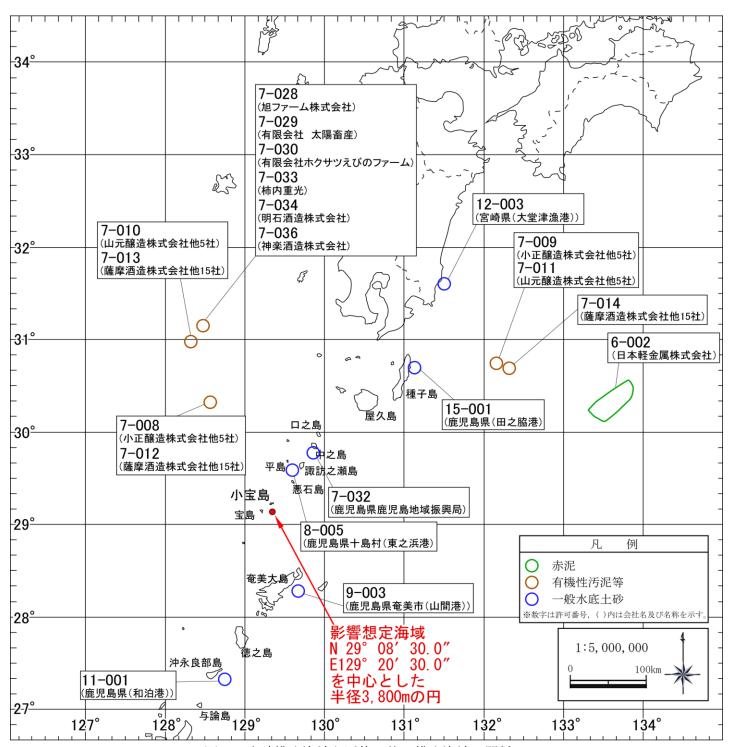


図 3 当該排出海域と近傍の他の排出海域の関係

参考:「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第10条の6第1項 船舶からの海洋投入処分許可発給状況」 (環境省ウェブサイト 2017年8月末日時点)より作成